

広島県教育委員会訓令第3号

本庁
地方機関
学校以外の教育機関
県立学校

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会
教育長 平 川 理 恵

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（定年前再任用短時間勤務職員の場合） （略） 備考（略）</p> <p>別表第二（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の場合） （略） 備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に適用する。</p>	<p>別表第一（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員の場合） （略） 備考（略）</p> <p>別表第二（第二条関係） 行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員以外の職員の場合） （略） 備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に適用する。</p>

附 則

（施行期日）

- この教育委員会訓令は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の職員の旅費の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、この教育委員会訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 改正後の規程別表第一及び別表第二の規定については、令和十四年三月三十一日まで
の間、改正後の規程別表第一及び別表第二中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるの

せ、 「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」及び「若し終の期限に達しない
の懸念を 「地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の
5 第 1 項の規定により採用された職員」又はその 「地方公務員法 (昭和 25 年法律
第 261 号) 第 22 条の 4 第 1 項若しくは第 22 条の 5 第 1 項又は地方公務員法の一部を改
正する法律 (令和 3 年法律第 63 号) 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、 附則第 5 条第
1 項若しくは第 3 項、 附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは附則第 7 条第 1 項若し
くは第 3 項の規定により採用された職員」又は終の期限に達しない。